

能代市森林整備計画書

計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日

秋 田 県
能 代 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 . . . 1
- 2 森林整備の基本方針 . . . 2
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 . . . 5

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 . . . 6
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 . . . 6
- 3 その他必要な事項 . . . 8

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 . . . 9
- 2 天然更新に関する事項 . . . 10
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 . . . 11
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 . . . 11
- 5 その他必要な事項 . . . 12

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 . . . 13
- 2 保育の種類別の標準的な方法 . . . 14
- 3 その他必要な事項 . . . 14

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . 15
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . 17
- 3 その他必要な事項 . . . 26

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 . . . 27
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 . . . 27
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 . . . 27
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 . . . 27
- 5 その他必要な事項 . . . 27

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 . . . 28
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 . . . 28
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 . . . 28

4	その他必要な事項	・・・	28
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項		
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・・・	29
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・・・	29
3	作業路網の整備に関する事項	・・・	30
4	その他必要な事項	・・・	31
第8	その他必要な事項		
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・・・	32
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・・・	32
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・・・	32
Ⅲ	森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・・・	36
2	その他必要な事項	・・・	36
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項		
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・・・	36
2	鳥獣害対策の方法	・・・	36
3	林野火災の予防の方法	・・・	37
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・	37
5	その他必要な事項	・・・	37
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	・・・	38
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・・・	38
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・	38
4	その他必要な事項	・・・	38
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	・・・	39
2	生活環境の整備に関する事項	・・・	39
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・	39
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・・・	39
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・・・	40
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・・・	41
7	その他必要な事項	・・・	41

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

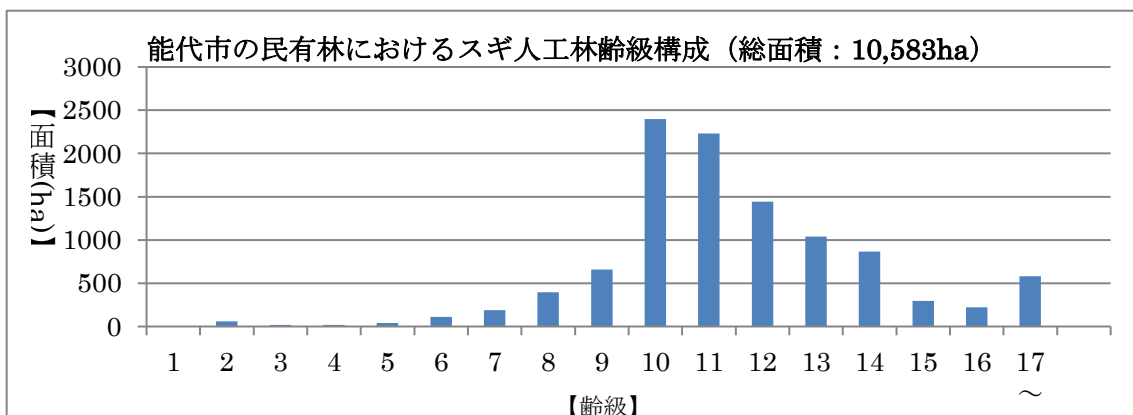
1 森林整備の現状と課題

本市は秋田県の北西部に位置し、北に白神山地、東に奥羽山脈、南には太平山地や八郎潟がある。平成18年3月に、旧能代市と旧二ツ井町の合併により誕生し、東西約30km、南北約35km、総面積は427km²で、秋田県の面積の3.7%を占めている。市の中央を隣県岩手との県境に源を発して西下する米代川が流れており、市の東部では種梅川・濁川を西部では常盤川・桧山川を合流させて日本海に注いでいる。下流部には能代平野が広がり、その両側の広大な台地の大部分が農地として活用されている。また、市の東南部は、房住山を主体になだらかな丘陵地となっており、西側は日本海に面している。この海岸一帯にあり、面積約760haといわれる海岸砂防林は「風の松原」の愛称で親しまれ、生活環境を保全するとともに、憩いの場として市民生活に潤いを与えている。

地質は、花崗岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層などの地質が広く分布している。土壌は、砂丘に未熟土、山地丘陵地に褐色森林土が分布しており、台地は黒ボク土壌、沖積低地は低地土壌となっている。

気象は、日本海を流れる対馬海流の影響により比較的温暖だが、冬期の積雪量は内陸部の平地で50～100cm、山間奥地ではその2～3倍の積雪がある。また、沿岸部では積雪は少ないものの、北西の季節風が強く吹き天候が悪い。

本市の森林面積は25,195haとなっており、総土地面積の59%を占めている。内訳は、国有林が9,047ha、民有林が16,148haとなっており、民有林の比率が高い。民有林の人工林率は73%であり、県平均の57%を上回っている。森林の現状を見ると、人工林の90%がスギで、うち8齢級以上の原木生産が可能な林分は96%と非常に高くなっており、健全な森林育成と安定的な森林資源の供給のため、より一層の森林整備を推進する必要がある。



森林の生産基盤である林家の保有規模及び路網整備状況を見ると、5ha未満の零細林家が全体の約8割となっており、所在不明な森林も多い。そのため、森林の所有者や境界の調査を進めるとともに、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業等の委託による森林の集約化と施業の共同化を推進する必要がある。また、路網整備状況は、基幹路網（林道・林業専用道・高能率基幹作業道）69路線、150,448mで、林縁から200m以内にある林道以外の公道と併せた基幹路網密度は、20.7m/haとな

っている。当計画では、緩傾斜～急傾斜における車両系の基幹路網密度を15～35m/h aと設定しており、高密路網による効率的な原木生産のため、路網整備を推進する必要がある。さらに、生産性の向上のため、森林所有者への森林・木材情報の提供等による伐採の働きかけや原木等供給システムの整備、併せて、地域の森林整備の中核的担い手となる森林組合等の林業事業体の体質強化や熟練した林業技能者等の養成・確保が必要である。

木材産業において、本市は国有林の良質なスギ資源などを背景に同産業が発展してきた地域で、原木市場が2つあり加工工場も多い。また、能代港がある立地条件を生かし外材の加工工場も集積している。しかし、天然秋田杉の計画販売の停止や国内外との競争により本市の木材産業には厳しい状況が続いている。

森林資源の新たな用途開発として、木材加工事業者から廃棄される樹皮・製材端材や林地残材の有効利用を図るために、能代バイオマス発電所（能代森林資源利用協同組合）が全国に先駆けて平成15年から稼働している。また、平成24年度から能代火力発電所（東北電力株式会社）において、石炭と木質チップとの混焼発電を実施しており、チップ原料として林地残材等の未利用資源の活用も進んでいる。さらに、建材に適さない低品質小径木の中国への輸出や大手製材事業者の能代進出など、成熟する森林資源のより一層の活用が期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとする。

尚、各機能を発揮する上で望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

機能区分	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適正な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮します。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

また、秋田水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき、水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとする。

なお、森林の区分ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

森林の区分	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
水源森林地域	<p>水源森林地域は、水源かん養保安林、本計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について指定することとする。</p>

	<p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備</p>

	<p>及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p>

注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

米代川流域林業活性化協議会において、川上から川下までの林業・木材関連業界が一体となり効率的な木材生産・加工・流通システムの確立に取り組むとともに、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託と路網整備の推進、林業生産性の向上及び労働強度の軽減を図るための高性能林業機械等の導入を促進し、森林施業の合理化を図ることとする。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種ごとの平均生長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

地 域	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
本市全域	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）は、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図られるよう①～③のとおり定める。また、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。なお、伐採及び集材にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

- 皆伐：主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- 択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

①育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～dの事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1カ所当たりの伐採面積の規模、伐採個所の分散に配慮すること。また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図る。
- c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽する。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植え込みを行う。
- d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により天然更新を行う場合は、1カ所当たりの伐採面積及び伐採個所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採する。なお、更新の状況を考慮し、必要に応じて植込み又は更新補助作業を行うこととする。

②育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～cの事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、自然条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。
- b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うものとする。
- c スギを主体とする複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が50年生以上に達した森林について、主伐を実施して植栽する。なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとする。

③天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次のa～bの事項に留意の上実施することとする。

- a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採個所については、モザイク状に設置するなど分散等に配慮する。
- b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うものとする。

○整備目標別森林施業

現況森林区分	伐採方法	施業方法	更新方法	整備目標別森林区分
育成単層林	皆伐	①a. b. c	人工造林Ⅱ	育成単層林
		①a～d	天然更新（更新補助）	育成複層林・天然生林
	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新（更新補助）	
育成複層林	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新（更新補助）	育成複層林・天然生林
	皆伐	③a	人工造林Ⅰ	育成単層林
		③a	天然更新（更新補助）	育成複層林・天然生林
択伐	③b	樹下植栽	育成複層林	
	③b	天然更新（更新補助）		

注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林

人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林

天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、自然条件、既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、次のとおりとする。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、クロマツ
広葉樹	ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員及び市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1,500～2,100	
	疎～中庸密度仕立て (収量比数0.6)	2,101～2,500	
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	2,501～3,000	

スギ以外の樹種については、林地の生産力、自然条件を考慮して定める。

スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定するが、下層木の確実な生長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽すること。

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は、筋状に集積するか又は植栽地外に集積することとする。
植付けの方法	人工造林は、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととする。 また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
植栽の時期	4～6月中旬までに行うことを原則とするが、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した10～11月に行い、極力乾燥時期を避けるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において人工造林を伴うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、自然条件、既往の造林地の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、次のとおりとする。

天然更新の対象樹種	針葉樹及びブナ、ナラ類、クルミ類、クリ、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、センノキ、カバノキ類等の広葉樹であつて将来その林分において高木となりうる有用樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

(2) 天然更新の標準的な方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して、2の(1)に定める対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は、次のとおりとし、天然更新を行う際には、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新するものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
2の(1)に定める樹種	10,000

期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たっては、必要に応じて地表処理、刈出し、植込み、芽かき等の天然更新補助作業を実施することとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うこととする。なお、天然更新補助作業は、次に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所につい

	ては、刈り払い等により稚幼樹の成長の促進を図る。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽する。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり3～5本残すものとし、それ以外の芽は掻き取る。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県天然更新完了基準書（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

確実な天然更新が期待できない以下のような森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとする。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 有用天然木※の稚樹の育成が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※有用天然木とは、2の(1)に定める樹種

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木は、2の(2)のアに定める期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域の標準的な森林の自然条件、既往の間伐方法を勘案し、森林の立地の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、時期、回数、方法等を次表のとおりとする。

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立方法	間伐の時期 (年)							備考	
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目		
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度	11~15	21~25	26~30	31~35	36~40				
		80	仕立	11~15	21~25	26~30	31~35	41~45	51~55	61~70		
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度	16~20	21~25	26~30	36~40				初回は 除伐	
		80	仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60				
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎	16~25	26~30	36~40						
		80	密度仕立	16~25	26~30	41~45	56~65					
一般材生産 (2,100本)	50	疎密度	16~25	31~40								
	80	仕立	16~25	31~40	46~55	56~65						
大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60	66~75	81~90	初回は 除伐		

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ・ 一般材生 産	中庸密度 仕立	3,000	20	25	30	40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐の標準的な間隔は次を標準とする。 ①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・ 間伐率は、概ね30%とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 ・ 立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要な場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。 	
スギ・ 良質材生 産			15	25	30	35		40

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、地域における既往の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法等を次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																												備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30						
良質材生産	下刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△																			
	除伐										○					○														
	枝打ち														○			○					○	○	○				樹下高8.0m	
	蔓切り										○				○															
	雪起し		△	△	△	△	△	△																						
一般材生産	下刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△																			
	除伐											○						△												
	枝打ち															○						○							樹下高4.0m	
	蔓切り											○					○													
	雪起し																												雪害木は除伐時に対応	

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

標準的な方法

下刈：植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。

除伐：造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。

侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、8～10月頃を目安とする。

枝打ち：病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃を目安とする。

蔓切り：下刈り終了後、蔓の繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。

3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を図るものとする。なお、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について特に次の点に留意することとする。

間伐：林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度として、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することとする。

下刈：雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。

蔓切り：蔓類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、Iの2の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり区分し設定する。

- ①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）
- ②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）
- ③快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）
- ④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。以下の伐採齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2に定めるものとする。

○森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
別表2 による	60	50	50	45	60	70	35

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに、別表2に定めるものとする。

○長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
別表2 による	80	64	64	56	80	96	40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。また、このうち、林地生産力が高く、災害が発生するおそれが少ない森林等を特に効率的な施業が可能な森林とし、併せて別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を検討するとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表1】※能代地区

区分	森林の区域（林班－林小班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9, 19, 31～38, 42, 44, 45, 47～83, 88～91, 96～98, 101～119, 122～124, 129, 130, 133, 135～139, 155, 163	6, 251. 52
水源森林地域	9, 19, 32～38, 56～68, 76, 79, 98, 135	2, 028. 13
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	12-73, 75, 78～82, 31-50, 51, 53～54 / 1, 56, 57, 32-4～5 / 1, 9～24, 30, 32～36, 33-8, 35-2～9, 36-1, 2, 5～11, 18～20, 23, 24, 43-293～301, 50-29～42, 56-45～49, 52～54 55-18, 19, 22～26, 30, 65-7, 8, 14, 17, 17 / 2, 18～20, 72-9, 12～16, 91, 92～96, 73-3～9, 74-55～61, 65, 82-86, 83-80～84, 88～91, 94～96,	821. 46

	<p>93-172 / 1, 173 / 1, 175 / 1</p> <p>94-58, 59,</p> <p>95-95~101,</p> <p>98-24~27, 129~132,</p> <p>99-29, 31, 32,</p> <p>100-51, 52, 150~154, 157, 158,</p> <p>101-18~19 / 2, 20~22, 25~34, 43~80, 82~84, 89~119,</p> <p>102-1~7, 12, 13,</p> <p>103-20, 21, 37~39, 92,</p> <p>105-12~23,</p> <p>107-4, 5, 30~41</p> <p>108-1~9, 14~17,</p> <p>109-1~6, 8~13, 15~19,</p> <p>112-24, 30, 32, 34, 40, 42~44,</p> <p>113-1, 2, 4~6, 8~14,</p> <p>114-43, 44,</p> <p>115-2~7,</p> <p>116-14~19,</p> <p>117-6~14,</p> <p>119-5~7,</p> <p>121-11, 12, 19~27,</p> <p>122-80, 85, 86, 137~141,</p> <p>124-40, 41, 45, 46,</p> <p>127-99~103, 124, 125,</p> <p>129-56,</p> <p>130-32~42,</p> <p>131-38, 39,</p> <p>132-38~40, 76~80, 86</p>	
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>1~5, 11, 24, 27, 28, 146~154, 157</p> <p>126-1~5,</p> <p>144-5~7, 69~73,</p>	876.77
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>1~5, 24, 27, 28, 145~150,</p> <p>36-26~28,</p> <p>37-1~6, 8, 15, 16, 23, 25,</p> <p>38-14~22, 24, 25, 27, 29,</p> <p>126-1~5,</p> <p>144-5~7, 69~73</p> <p>145-21~26</p>	846.63

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7, 8, 21, 29, 30, 32～37, 39～55, 69～121, 123～128, 130～142, 144, 161, 162	6, 242. 68
特に効率的な施業が可能な森林	なし	なし

【別表2】※能代地区

区 分	森林の区域（林班－林小班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	9, 19, 31～38, 42, 44, 45, 47～83, 88～91, 96～98, 101～119, 122～124, 129, 130, 133, 135～139, 155, 163 (ただし、長伐期施業を推進すべき森林及び複層林施業を推進すべき森林に設定されている区域を除く)	5, 428. 79
長伐期施業を推進すべき森林	12-73, 75, 78～82, 31-50, 51, 53～54 / 1, 56, 57, 32-4～5 / 1, 9～24, 30, 32～36, 33-8, 35-2～9, 36-1, 2, 5～11, 18～20, 23, 24, 26～28, 37-23, 43-293～301, 50-29, 30 55-18, 19, 22～26, 30, 56-45～49, 52～54 65-7, 8, 14, 17, 17 / 2, 18～20, 72-9, 12～16, 91, 92～94, 73-3～9, 74-55～61, 65, 82-86, 83-80～84, 88～91, 94～96, 95-100, 101, 98-24～27, 129～132, 99-29, 31, 32, 100-51～52, 150～153, 157, 158, 101-18～119 / 2, 20～22, 25～34, 43～80, 82～84, 89～119, 102-1～7, 12, 13, 103-20, 21, 37～39, 92, 105-12～23, 107-30～41	791. 59

		108-1~9, 14~17, 109-1~6, 8~12, 15~19, 112-24, 30, 32, 34, 40, 42~44, 113-1, 2, 4~6, 8~14, 114-43, 44, 115-2~7, 116-14~19, 117-6~14, 119-5~7, 121-11, 12, 23~27, 124-40, 41, 45, 46, 127-99~103, 124, 125, 129-56, 130-32~42, 132-38~40, 77	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1-1~9, 11~13, 15, 17~26, 2-1~140, 144~155, 3-1~29, 34, 36, 37, 39~107, 4-1~3, 9~14, 16, 18~94, 5-1~88, 100 11-1~164, 24-1~45, 27-1~15, 28-38~41, 51~57, 63, 133~138, 151~156, 126-1~5, 144-5~7, 69~73, 145-21~26, 147-1~126, 148-1~78, 149-31, 150-1~5, 24, 25, 27, 28, 151-1~66, 152-1~13, 16~71, 153-1~3, 5, 12, 154-1~70, 157-1~120	1, 016. 68
	択伐による複層林施業を推進すべき	2-141~143, 156~165, 3-108~114, 4-95~101, 5-89~98,	421. 95

	森林	28-1～37, 42～50, 58～62, 64～132, 139～150, 37-1～6, 8, 15, 16, 25 38-14～20, 21, 22, 24, 25, 27, 29 50-31～42, 93-172 / 1, 173 / 1, 175 / 1, 94-58, 59, 95-95～99, 100-154, 107-4, 5, 121-19～22, 122-80, 85, 86, 137～141, 131-38, 39, 132-76, 78～80, 86, 145-1～20, 146-1～39, 149-1～30, 150-6～23	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	なし

【別表1】 ※二ツ井地区

区 分	森林の区域（林班－林小班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 2-567, 3～25, 27～30, 33～38, 44～47, 51～64, 66～81, 84	5, 916. 91
水源森林地域	60, 67, 70, 75, 77～79	736. 77
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-8～10, 167, 169～201, 204, 206, 207, 240～284, 324, 901, 902, 2-68～71, 74, 75, 80, 102, 6-29, 30, 33, 34, 43～46, 7-69, 90, 91, 92, 93, 95, 96, 9-8～11, 12-15, 19, 14-6～13, 36～40, 44, 45, 17-1～8, 10～17, 31, 39～46, 18-131～136, 138～144, 149, 171	619. 60

	<p>20-247, 249~251, 21-82, 112, 116~119, 121, 127, 129~131, 133, 134, 137~ 139, 143, 22-34, 46~51, 67, 68, 92, 96~127, 129~140, 145~152, 169 ~171 23-14, 15, 20, 24~26, 28, 29, 31~35, 37, 41~49, 68, 70, 71, 112~114, 121, 146, 189, 191, 192, 197~207, 560~564, 25-90, 93~95, 113, 346~348, 352~357, 26-20~23, 27, 29~34, 43, 44, 46, 47, 51, 53, 54, 58, 61~65, 68, 69, 82, 84, 27-1, 51, 31-48, 51, 52, 70~86, 133, 134, 217, 245, 253, 254, 256~ 258, 261, 262, 264~267, 270, 32-131, 134, 142, 143, 149, 155, 157~159, 161~174, 900, 36-20, 23~42, 37-1, 2, 38-111, 112, 117, 119, 39-5~9, 43, 44, 158, 159, 40-119, 41-53~56 45-113 46-8, 41, 43, 67~70, 73, 83~85, 87~96 47-73, 75~77, 79, 93, 94, 205, 206, 210~213, 256, 257~ 262, 278, 48-69~86, 89~118, 132~200, 49-144, 145, 163~165, 177, 178, 54-161, 165~169, 209, 210, 56-52~55, 75~80, 82, 85~90, 101, 102, 138, 139, 145, 146, 58-58~60, 60-41~45, 48, 51, 61-5, 7~50, 57~60, 66-2~10, 26, 27, 36, 72, 75, 81, 90~97, 117~123, 125, 144, 145, 147~158, 171~233, 235~247, 251, 252, 336~341, 345 ~347, 354, 356~360, 371, 372, 385, 401~404, 901, 903, 67-79, 86, 87, 90~93, 102~111, 140, 145, 146, 157, 69-77, 91~93, 95, 99~104, 108~110, 116~121, 124~ 159, 288, 290~292, 294, 303, 304, 70-48, 49, 68, 70, 73, 74, 77~80, 91, 92, 563, 661, 663~665, 907~911, 71-335,</p>	
--	---	--

	75-38 82-112～114, 122	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	38-122～126	0.51
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	33-1～124, 900, 34-1～24, 26, 35-1～115, 900, 36-1～51 37-1～24, 26～107, 109～172, 900, 901, 39-106～115, 42-1～18, 20, 21, 80-42, 84-9～10, 15～20	366.38
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～35, 39～41, 43～87	6,825.32
特に効率的な施業が可能な森林	なし	なし

【別表2】※二ツ井地区

区 分	森林の区域（林班－林小班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	1, 3～25, 27～30, 33～38, 44～47, 51～64, 66～81, 84 （ただし、長伐期施業を推進すべき森林及び複層林施業を推進すべき森林に設定されている区域を除く）	5,073.36
長伐期施業を推進すべき森林	1-167, 169～201, 204, 206, 207, 240～284, 324, 901, 902, 2-68～71, 74, 75, 80, 102, 6-29, 30, 44～46, 7-69, 90～92, 12-19, 19 / 1 14-6, 7, 9～13, 36～38, 40, 44, 45, 17-1～8, 10～17, 31, 39～46, 18-136, 149, 171, 20-247, 249～251, 21-82, 117, 119, 121, 127, 129～131, 133, 134, 137～139, 143,	724.54

		<p>22-34, 46, 47, 49~51, 67, 68, 92, 96, 169~171, 23-14, 15, 20, 24~26, 28, 29, 31~35, 37, 41~ 49, 68, 70, 71, 112~114, 121, 146, 189, 191, 192, 197~207, 560, 562~564, 25-90, 93~95, 113, 346~348, 352, 353, 356, 357, 26-32~34, 44, 54, 58, 61, 63, 64, 68, 69, 82, 27-1, 31-48, 51, 52, 217, 245, 253, 254, 256~258, 261, 262, 264~ 267, 270, 32-149, 155, 157, 158, 33-1~124, 900, 35-1~60, 66, 81~102, 900, 36-1~36, 40, 41 37-5, 6, 8~24, 26~107, 109~172, 900, 39-5, 9, 43, 44, 106~115, 41-53~56, 42-13~17, 21 45-113, 46-83~85, 87~96, 47-73, 75~77, 79, 93, 94, 205, 206, 210~213, 256, 257, 259 ~262, 48-69~86, 89~118, 132~200, 49-144, 145, 163~165, 177, 178, 54-161, 165~169, 210, 56-52~55, 75~80, 82, 85~90, 101, 102, 138, 139, 145, 58-59, 60, 60-41~45, 48, 51, 61-5, 7~50, 57~60, 66-2~10, 26, 27, 36, 72, 75, 81, 90~97, 117~123, 125, 144, 145, 147~158, 171~233, 235~247, 251, 252, 336~341, 345 ~347, 354, 356~360, 371, 372, 385, 401~404, 901. 903, 67-79, 86, 87, 90~93, 102~107, 109~111, 140, 145, 146, 157, 69-77, 91~93, 95, 99~104, 108~110, 116~120, 125~154, 156~159, 288, 290~292, 294, 303, 304, 70-48, 68, 70, 73, 74, 77~80, 91, 92, 563, 661, 663~665, 907 ~911, 75-38</p>	
複層	複層林施業を推進すべ	<p>80-42, 84-9~10, 15~20</p>	20. 36

林 施 業	き森林(択伐 によるもの を除く)	26-27	
を 推 進 す べ き 森 林	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	1-8~10, 6-33, 34, 43, 7-93, 95, 96, 9-8~11, 12-15, 14-8, 39, 18-131~135, 138~144, 21-112, 116, 118, 22-48, 97~127, 129~140, 145~152, 23-561, 25-354, 355, 26-20~23, 27 / 1, 29~31, 43, 46, 47, 51, 53, 62, 65, 84, 27-51, 31-70~86, 133, 134, 32-131, 134, 142, 143, 159, 161~174, 900, 34-1~24, 26, 35-61~65, 67~80, 103~115, 36-37~39, 42~51, 37-1~4, 7, 901, 38-111, 112, 117, 119, 122~126, 39-6~8, 158, 159, 40-119, 42-1~12, 18, 20, 25, 26, 123 46-8, 41, 43, 67~70, 73, 47-258, 278, 54-209, 56-146, 58-58, 67-108, 69-121, 124, 155, 70-49 71-335, 82-112~114, 122	203.72
特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進すべき 森林	なし		なし

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせん等の推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業経営体への長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等立木の育成権の委任の程度等について、受・委託者十分合意の上で実施することとする。また、委託期間は5年以上の期間とし、委託事項には森林施業の実施とともに、森林の保護等についても委託の内容として記載することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとする。また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図ることとする。さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を共同で実施するため、森林組合等が先導し、森林経営計画の推進と施業実施協定制度の活用により、地域単位の不在村者を含めた森林所有者の合意形成を促進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には、次に留意することとする。

- (1) 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業者への経営委託による実施することとする。
- (2) 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。
- (3) 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として林業施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとする。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	35m/ha 以上	75m/ha 以上	110m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	25m/ha 以上	60m/ha 以上	85m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	—	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	15m/ha 以上	45[35]m/ha 以上	60[50]m/ha 以上
	架線系	15m/ha 以上	5[0]m/ha 以上	20[15]m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha 以上	—	5m/ha 以上

注) 1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3 「急傾斜地」の[]書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は次のとおりとする。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (km)	対図番号	備考
不動前	52	第二不動前線	2.3	①	
田ノ沢悪戸	101	田ノ沢悪戸線	3.2	②	
柵沢高森	140	柵沢高森線	3.0	③	
根太沢	72	根太沢線	1.7	④	
柵沢高森	80	柵沢高森支線	2.1	⑤	
深沢	120	深沢1線	1.5	⑥	
深沢	100	深沢2線	1.5	⑦	
梅内	250	梅内沢南線	3.9	⑧	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、秋田県が定める林業専用道取扱指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ丈夫で簡易な規格・構造の林業専用道を導入するなど、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進することとする。

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km)	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道	林業 専用道	起 69 終 69	第二不 動前線	2.3	52	○	①	
開設	自動車道	林業 専用道	起 3 終 3	田ノ沢 悪戸線	3.2	101	○	②	
開設	自動車道	林業 専用道	起 119 終 118	柁沢高 森線	3.0	140	○	③	
開設	自動車道	林業 専用道	起 21 終 21	根太沢 線	1.7	72	○	④	
開設	自動車道	林業 専用道	起 119 終 138	柁沢高 森支線	2.1	80	○	⑤	
開設	自動車道	林業 専用道	起 45 終 46	深沢1 線	1.5	120	○	⑥	
開設	自動車道	林業 専用道	起 42 終 42	深沢2 線	1.5	100	○	⑦	
開設	自動車道	林業 専用道	起 27 終 23	梅内沢 南線	3.9	250	○	⑧	
拡張	自動車道	林道	59	常盤線	2.6	—	○	⑨	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、秋田県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。また、開設に係る留意点は次のとおりとする。

- ① 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している個所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ② 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ③ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区画を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物なども適切に計画する。
- ④ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ⑤ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ⑥ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。
- ⑦ 間伐等の森林施業を行うに当たり、森林法に基づく伐採の届出や許可が必要となる場合や、森林作業道の作設に当たり、保安林内においては作業許可等が必要となる場合がある。森林作業道の作設を円滑に実施するため、事業実施者は、あらかじめ関係機関に問い合わせ、必要な手続きを確認するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の養成・確保当たっては、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するものとする。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械等の導入を推進することとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者等を計画的に養成するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、利用体制の整備に向けて積極的に取り組むこととする。

さらに、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入とその普及及び定着を推進することとする。

○高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 集材 造材	緩傾 斜地	伐倒	チェーンソー
		集材	フォワーダ・グラップル
		造材	プロセッサ
	急傾 斜地	伐倒	チェーンソー
		集材	フォワーダ・グラップル
		造材	チェーンソー
造林 保育 等	地拵	人力・刈払機・チェーンソー	
	下刈	人力・刈払機	
	枝打	人力	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとする。また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めることとする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
流通施設							
原木市場							
秋田県銘木センター	河戸川						
白神木材流通センター	豊 栄						
加工施設							
製材・木製品製造工場							
アキモクボード(株)	鮫 渕						
(有)阿部材木店	塞ノ神						
(有)加賀材木店	中 関						
(有)鎌田材木店	川反町						
協和商会	仁井田						
桑原木材(株)能代工場	外 堤						
(有)児玉木型製作所	鳳凰岱						
(有)小林銘木製材所	向田表						
佐々木小割製材所	能代町						
(有)佐藤銘木	浅 内						
昭和木材(株)	河戸川						
進藤小割製材所	栄 町						
(株)鈴喜代	下悪戸						
瀬川銘木(株)	能代町						
(株)大栄木工	扇 田						
千田材木店	花園町						
敦賀材木店	清助町						
(株)東邦	河戸川						
東北木材(株)	大森山						
(株)袴健銘木	浅 内						
菱秋木材(株)	悪 戸						
藤田小割店	落 合						
藤特殊合板	十州崎						
丸石銘木(有)	万 町						
丸瑛工芸	扇 田						
(株)丸越	能代町						
丸天合板(株)能代工場	河戸川						
(株)丸松銘木店	花園町						
(有)銘天シタラ	河戸川						
ヤマゴ木材	河戸川						

(有)和光 (株)渡辺事業所 渡部小割製材所 (有)渡部製材所 立石林業(株)ニツ井製材所 (株)県北パネル	河戸川 河戸川 坊ヶ崎 西赤沼 中坪道下 麻 生						
木材チップ製造工場 (株)鈴光	大森山						
家具・建具製造工場 あきたの材木屋 板沢木工所 大久保木工所 大高木工 加藤木工所 (有)菊地木工工業 (株)岸部木工所 (有)協和商会 (株)コシヤマ 武田木工 中邨建具店 (株)マルサ 丸正建具店 ミナトファニチャー 桜田木工所 田中建具 田中木工所 マルトモ木工所	能代町 景林町 中 和 落 合 昇平岱 向能代 落 合 仁井田 河戸川 機織轄ノ目 能代町 向能代 出戸本町 富 町 切 石 薄 井 下 野 山 根						
その他の木製品製造工場 (有)樽富かまた 能代製樽所 畠武桶樽製作所	末広町 後谷地 三千苺						
販売施設 木製品の販売所 のと銘木販売 (株)白神フォレストコーポレーション ハウスパートナー平川 (株)宮昇	河戸川 浜通町 川反町 寿域長根						

(有)宮長材木店 八木材木店(株)	日吉町 落 合						
研究施設等 秋田県立大学木材高度加工研究所 (財)秋田県木材加工推進機構 能代市技術開発センター	海詠坂 海詠坂 河戸川						
バイオマス施設 能代バイオマス発電所	鮓 渕						
きのこ生産施設 吉田きのこ工房	落 合						
山菜加工生産施設 白神森林組合山菜加工場 二ツ井特産加工場	下野家後 下 野						
展示場等 能代市木の学校	河戸川						

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報提供に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害等の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとする。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとする。

また、ナラ枯れ被害については、関係市町村と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の防除対策を実施し、加えて、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、被害対策を推進することとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林管理署等の行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、防護柵の設置等の防除対策や野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全等を図ることとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市長による許可を受けて行うこととする。

(1) 火入れの方法

ア 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、出来る限り小区画ごとに、風下から行うこととする。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行うこととする。

イ 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えることとする。

(2) その他

このほか火入れについては、「能代市森林等の火入れに関する条例」（平成18年3月21日能代市条例142号）を遵守し、市及び消防機関と十分協議の上実施することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
東雲常盤	(能代) 1-20, 29-83	4,573.64
浅内鶴形	(能代) 21-28, 84-107, 110-163	4,346.38
種梅小繫	(二ツ井) 1-39	3,395.39
駒形田代	(能代) 108, 109 (二ツ井) 40-87	3,832.25

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の集約化、路網整備等の林業基盤の整備を図るとともに、効率的な原木供給体制の整備、木材の需要拡大に向けた地場産材の普及等を推進し、地域の林業・木材産業の振興を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
風の松原 (いこいの 広場等)	大 森	10.3ha ・いこいの広場 1式 ・水辺の広場 1式 ・フィールドアスレチックコース 1式 ・散策路 1式 ・マレットゴルフコース 1式	大 森	10.3ha ・いこいの広場 1式 ・水辺の広場 1式 ・フィールドアスレチックコース 1式 ・散策路 1式 ・マレットゴルフコース 1式	1

		<ul style="list-style-type: none"> ・トリムランニングコース 2 km ・サイクリンググコース 6 km ・トイレ 2棟 ・健康づくりのみち 3 km 		<ul style="list-style-type: none"> ・トリムランニングコース 2 km ・サイクリンググコース 6 km ・トイレ 2棟 ・健康づくりのみち 3 km 	
毘沙門憩の森	山谷	14.0ha <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟 1棟 ・炊事場 1棟 ・トイレ 1棟 ・バンガロー 3棟 ・東屋 1棟 ・多目的広場 1面 ・芝生公園 1面 ・野外炉 6台 ・駐車場 43台 ・キャンプ場 28区 ・遊歩道 232m 	山谷	14.0ha <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟 1棟 ・炊事場 1棟 ・トイレ 1棟 ・バンガロー 3棟 ・東屋 1棟 ・多目的広場 1面 ・芝生公園 1面 ・野外炉 6台 ・駐車場 43台 ・キャンプ場 28区 ・遊歩道 232m 	2
ふたつ白神郷土の森	梅内	195ha <ul style="list-style-type: none"> ・展望台 1棟 ・休憩所 1棟 ・トイレ 1棟 	梅内	195ha <ul style="list-style-type: none"> ・展望台 1棟 ・休憩所 1棟 ・トイレ 1棟 	3
七座山	荷上場 天神	101ha <ul style="list-style-type: none"> ・展望台 1棟 ・トイレ 1棟 ・遊歩道 8,381m 	荷上場 天神	101ha <ul style="list-style-type: none"> ・展望台 1棟 ・トイレ 1棟 ・遊歩道 8,381m 	4
高丘山	二ツ井	22ha <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道 2,320m 	二ツ井	22ha <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道 2,320m 	5

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

身近な環境や水資源の保全、さらには地球環境や温暖化問題に対する森林の果たす役割への住民の期待が高まる中で、森林づくりにボランティアで直接参加しようとする機運が社会的に高まっている。こうした活動の支援や生涯学習・学校教育の中での森林・林業体験プログラムなどについて検討し、森林や森林施策について住民の理解を得ながら住民参加の森づくりを推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 保安林等の施業に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施すること。

(2) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

森林は、土砂流出又は崩壊、水害の発生を防止し、地域における水源の確保、環境の保全等の多面的機能を有することから、森林施業及び土地の形質変更にあたっては、その態様に応じて、法面緑化、土留工等の防災施設、貯水池等を設置し、森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意すること。

(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

海岸線より300m以内の森林については、林地開発行為等が適切に行われるよう、特に留意する。

(4) 公有林の整備に関する事項

本市は現在、人工林を中心に888haの森林を有しており、今後とも保育・間伐等の森林整備を推進する。

(5) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「Ⅰの2 森林整備の基本方針」や「Ⅱの第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気候条件など地域の特性に応じて、次の施策の方向性に基づいた森林施業を実施することとする。

ア 健全な生態系の回復・維持

a 健全な生態系の維持

・秋田の自然条件に合った在来の樹種であるブナ、ミズナラ、スギ等からなる生態系が安定した森林づくりを進める。

b 生物多様性の確保

・動植物の生息地等を確保するため、尾根筋、沢筋等については、混交林化・広葉樹林化を図る。

イ 良好な景観の形成

a 良好な生態系の維持

・四季の変化に富む森林づくりのため、里山を中心として、混交林化や広葉樹林化を図る。

- ・美しい景観を形成する海岸マツ林等の保全を図る。

ウ 人と自然との豊かなふれあい

a ふれあいの森林づくり

- ・森林浴などのレクリエーションや森林学習の場として、広葉樹林を主体とした森林空間の創出を図る。